

戸田市外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政評価の客観性を確保し、透明性を高めることにより、効率的な行政運営を図るための外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 行政評価に関する事項
- (2) 行政評価の推進に係る助言に関する事項
- (3) 前2号に掲げるものの他、行政評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士又は税理士
- (3) 市内企業経営者
- (4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

- 2 委員長は、行政評価システム全般について意見をすることができる。

(意見の尊重)

第8条 市長は、委員会から意見があったときは、これを尊重しなくてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。